

船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和元年9月8日 19時30分ごろ
発生場所	山口県長門市川尻岬北東方沖 長門川尻岬灯台から真方位036° 6.8海里付近 （概位 北緯34° 31.9′ 東経131° 03.3′）
インシデントの概要	プレジャーボート鳳凰は、航行中、機関の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 鳳凰、5トン未満（長さ9.3m）
船舶番号、船舶所有者等	291-26159山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りを終え、約10ノットの対地速力で帰航中、機関が停止した。 船長は、燃料の残量やバッテリーの状態を確認したが、機関が始動できないので、海上保安庁へ通報し、来援した巡視艇にえい航されて長門市仙崎漁港に入港した。 本船は、仙崎漁港到着後、機関を点検した結果、燃料油こし器のフィルタが、定期的に点検されておらず、スラッジ等で目詰まりしていたことが判明し、同フィルタを交換し、エア抜きを行ったところ、機関が始動できるようになった。
分析	本船は、航行中、燃料油こし器のフィルタが、定期的に点検されずにいたところ、スラッジ等で目詰まりし、燃料が供給できなくなったことから、機関の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、燃料油こし器のフィルタが、定期的に点検されずにいたところ、スラッジ等で目詰まりし、燃料が供給できなくなったため、機関の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的に機関の点検及び整備を行い、必要に応じてフィルタ等の

	交換を行うこと。
--	----------